

単身赴任手当の取扱いについて

(平成2年4月9日岩警発第526号警察本部長)

〔沿革〕平成3年4月岩警発第429号、5月12月第942号、6年4月第325号、9年4月第340号、10年4月第398号、12月第1286号、13年4月第325号、14年4月第503号、15年4月第656号、16年1月第96号、4月第546号、18年4月第603号、19年12月28日第1821号改正

各 部 長
各 所 属 長

前文省略

別記

単身赴任手当の取扱いについて

第1 単身赴任手当の支給対象者

1 原則的支給対象者

単身赴任手当は、公署（駐在所を含む。以下同じ。）を異にする異動又は在勤する公署の移転（以下「異動等」という。）に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、通勤困難の基準を満たす職員に支給される。

2 単身赴任手当の支給要件について留意すべき事項は次のとおりである。

(1) 転居要件

ア 転居は、異動等に伴うものであることが必要であり、採用、出張に伴うものは含まれないものであること。

イ 転居は必ずしも異動等と同時である必要はないが、異動等と関連のない転居は含まれないものであること。

ウ 転居の日とは新住居に入居した日をいうものであること。

(2) 別居要件

ア 同居していた配偶者（事実上の婚姻関係を含む。以下同じ。）と別居することが必要であり、異動等の前に既に配偶者と別居していた場合は支給対象とならないものであること。ただし、単身赴任手当の支給されていた職員について、更に異動等により引き続き単身赴任した場合で、第4号ア(イ)の通勤困難の基準を満たす場合は引き続き単身赴任手当が支給されるものであること。

イ 次に掲げるやむを得ない事情により配偶者と別居したことが必要であること。

(ア) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

(イ) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設（以下「学校等」という。）に在学する同居の子を養育すること。

(ウ) 配偶者が引き続き就業すること。

(エ) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（住居手当に関する規則（昭和49年岩手県人事委員会規則第38号）第3条各号に掲げる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

(オ) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある別居の親族（職員又は配偶者の父母を除く。）を介護していること。ただし、配偶者が主として介護する場合に限る。

(カ) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療を受けている同居の子（学校等に在学している子を除く。）を養育すること

(キ) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療を受けていること。

(ク) 配偶者が学校等に在学していること。

(ケ) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（住居手当に関する規則第3条各号に掲げる住宅を含み、職員がかつて在勤していた公署の通勤圏（第1第2項第4号ウの規定の例に準じて算出した当該公署から住宅までの距離が60

キロメートル未満の範囲をいう。以下同じ。)内に所在する住宅又は職員が当該公署に在勤していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しない者に限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

(ク) その他配偶者が職員と同居できないと認められる(ア)から(ケ)までに類する事情

ウ 「別居」とは、配偶者と生活の本拠を異にしていると認められる場合をいい、少なくとも月の過半は配偶者と別れて生活していることをいうものであること。

(3) 単身要件

ア 「単身で生活することを常況とする」とは、生活を共にする者がいないことをいうものであり、職員又は配偶者の父母等と同居している場合は、支給対象とならないものであること。

イ 別居の時点で1箇月以上配偶者と別れて単身で生活することが見込まれることが必要であること。

ウ 一時期配偶者以外の同居者がいたが、その後に単身となった場合は、単身の要件を満たした時点から支給対象となるものであること。

(4) 通勤困難の基準

ア 次の基準のいずれをも満たすことが必要であること。

(ア) 異動等の直前の住居から異動等の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められること。

(イ) 配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが困難であると認められること。

イ 「通勤することが困難」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものであること。

(ア) 通勤するとした場合の距離が60キロメートル以上であること。

(イ) 通勤するとした場合の距離が30キロメートル以上であって、交通機関の状況から正規の勤務時間の開始時刻の90分前までに通勤を開始しなければならないと認められること。

(ウ) 通勤するとした場合の距離が30キロメートル以上であって、交通機関の状況から正規の勤務時間の終了時刻の90分後までに通勤を終了できないと認められること。

(I) その他通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から通勤することが困難であると認められること。

ウ 通勤するとした場合の距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法(給与条例第29条第1項第2号に規定する自動車等及び航空機を除く。)により通勤するものとした場合の経路について、次の交通方法の区分に応じて算定した距離を合算するものであること。

(ア) 徒歩 国土交通省国土地理院発行の地形図等(縮尺5万分の1以上のものに限る。)を用いて測定した距離

(イ) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる距離

(ウ) 船舶 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる距離

(I) 一般乗合旅客自動車その他の交通機関((イ)及び(ウ)を除く。)道路運送法(昭和26年法律第183号)第5条第1項第3号に規定する事業計画に記載されている距離その他これに準ずるものに記載されている距離

3 その他の支給対象者

第1項の支給要件を満たさないが、同項の職員との権衡上必要があると認められる次の職員についても、同項の職員に準じて単身赴任手当が支給される。

(1) 次に掲げる者から引き続き人事交流、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定によ

る採用等より給料表の適用を受ける職員となったことに伴い転居した職員で、異動等に伴う転居以外の第1項の要件を満たす職員

ア 国の職員

イ 他の地方公共団体の職員

ウ 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の適用を受ける職員

エ 県の経営する企業に勤務する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員

オ 給与条例第43条の2の適用を受ける職員

カ 特別職に属する県の職員

キ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の職員

ク 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人

ケ 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員をいう。）

コ 定年退職者等（職員の定年等に関する条例（昭和59年岩手県条例第5号）第2条の規定により退職した者若しくは同条例第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者又は職員の再任用に関する条例（平成12年岩手県条例第77号）第2条で定める者をいう。）

(2) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項に規定する公益法人等への派遣から職務に復帰したことに伴い転居した職員で、異動等に伴う転居以外の第1項の要件を満たす職員

(3) 通勤困難とは認められないが、異動等の直後に在勤する公署における勤務の遂行上住居を移転せざるを得ない次に掲げる職員（無料公舎入居者、管内居住者等）で、通勤困難の基準以外の第1項の要件を満たす職員

ア 公舎の管理及び使用に関する規則（昭和33年岩手県規則第58号）第2条に規定する特別公舎又は無料公舎に入舎を義務づけられた職員

イ ア以外の職員

(4) 同一公署内における異動又は職務内容の変更等の直後に在勤する公署における勤務の遂行上住居を移転せざるを得ない職員で、別居の要件及び単身の要件を満たす職員

(5) 配偶者のない職員で、異動等に伴い転居し、次に掲げる事情により同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居した職員で、単身の要件及び通勤困難の基準を満たす職員

ア 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校等に在学すること。

イ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるアに類する事情

(6) 異動等に伴い転居した後、異動等の日から起算して3年以内に次に掲げる事情により異動等の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）と別居した職員で、別居の直後の配偶者の住居から別居の直後に在勤する公署及び現に配偶者の居住する住居から現に在勤する公署に通勤することが困難と認められる職員で、単身の要件を満たす職員

ア 配偶者のある職員に係る事情

(7) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、通勤地等住宅（公署（県内に所在するもの）にあっては当該職員が勤務可能な公署とし、県外に所在するもの）にあっては職員がかつて在勤していた公署に限る。）の通勤圏内に所在する住宅又は職員がかつて在勤していた

公署に在勤していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しないものをいう。以下同じ。)に転居すること。

- (イ) 配偶者が学校等に入学又は転学する子を養育するため、勤務地等住宅に転居すること。
- (ウ) 配偶者が特定の医療機関等(当該配偶者の子がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関に限る。)において疾病等の治療を受ける子(学校等に入学又は転学するため、勤務地等住宅に転居する子を除く。)を養育するため、勤務地等住宅に転居すること。
- (I) 配偶者が特定の医療機関等(当該配偶者がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関に限る。)において疾病等の治療等を受けるため、勤務地等住宅に転居すること。
- (オ) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(住宅手当に関する規則第3条各号に掲げる住宅を含み、職員がかつて在勤していた公署の通勤圏内に所在する住宅又は職員が公署に在勤していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しないものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
- (カ) 育児休業をした配偶者が職務に復帰するため、勤務地等住宅に転居すること。

(キ) その他配偶者が職員と同居できないと認められる(ア)から(カ)に類する事情

イ 配偶者のない職員に係る事情

(ア) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校等に入学又は転学するため、勤務地等住宅に転居すること。

(イ) その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められる(ア)に類する事情

(7) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員で、单身以外の第1項の要件を満たす職員

(8) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある次に掲げる子とのみ同居して生活することを常況とする職員で、单身以外の第1項の要件を満たす職員

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、特別支援学校及び高等専門学校の全日制に在学している子

イ 学校教育法第1条に規定する高等学校のうちの定時制及び通信制、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学していて、恒常的な収入が年額130万円に満たない子

(9) 単身赴任手当を支給されている職員が配偶者のない職員となった場合で、異動等の前から配偶者のない職員であったものとした場合に第5号の職員たる要件に該当する職員

(10) 異動等により別居していた配偶者と引き続き別居することとなった職員で、次に掲げる職員

ア 第1第2項第2号イ(ア)から(ケ)に掲げる事情により、同居していた配偶者が転居したために配偶者と別居していた職員で、その後の異動等に伴い転居し、引き続き当該事情により配偶者と別居することとなり、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とし、かつ、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが困難であると認められる職員

イ 異動等により転居し、第1第2項第2号イに掲げるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められる職員以外の職員で、その後の異動等に伴い転居し、引き続き配偶者と別居することとなったもの(同居していた配偶者と別居することとなった異動等の直前の住居からその後の異動等の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると

認められる職員に限る。)のうち、単身で生活することを常況とし、かつ、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが困難であると認められる職員

ウ アにおいて、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められる職員以外の職員で、その後の異動等に伴い転居し、引き続き当該事情により配偶者と別居することとなったもの(同居していた配偶者と別居した直前の住居からその後の異動等の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められる職員に限る。)のうち、単身で生活することを常況とし、かつ、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが困難であると認められる職員

エ 採用又は結婚以後引き続き、第1第2項第2号イに掲げるやむを得ない事情により、配偶者と別居していた職員で、その後の定期人事異動後も引き続き当該事情により配偶者と別居することとなり、単身で生活することを常況とし、かつ、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが困難であると認められる職員。ただし、配偶者の住居が県外にある場合で、当該配偶者の住居から配偶者の住居に最も近い県内の公署(勤務可能な公署をいう。)まで通勤することが困難であると認められる職員を除く。

(11) 前各号の職員となる事情が重複する職員

(12) 単身赴任手当の支給を受けている配偶者が異動等に伴い職員が居住する住宅に転居した日(その日が当該異動等の日から当該異動等の直後に在勤する公署への勤務を開始すべきこととされる日までの間にある場合に限り。)と同日の異動等に伴い住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが第1第2項第4号イに規定する基準に照らして困難であると認められるもの(規則第5条第3項第1号又は第4号の人事委員会が認める職員を含む。)(当該日の同一公署内における異動又は職務内容の変更等に伴い職務の遂行上住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員又は満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員。ただし、当該配偶者が単身赴任手当の支給を受ける場合を除く。

(13) その他給与条例第29条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員

第2 単身赴任手当の支給月額

1 単身赴任手当の支給月額は、23,000円、更に職員の住居と配偶者の住居(配偶者のない職員については、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の住居)との間の交通距離が100メートル以上の職員については、次の各号に掲げる交通距離に応じて、当該各号に定める額を加算して支給する。

(1) 100メートル以上200メートル未満	6,000円
(2) 200メートル以上300メートル未満	9,000円
(3) 300メートル以上500メートル未満	12,000円
(4) 500メートル以上700メートル未満	18,000円
(5) 700メートル以上900メートル未満	24,000円
(6) 900メートル以上1,100メートル未満	30,000円
(7) 1,100メートル以上1,300メートル未満	35,000円
(8) 1,300メートル以上1,500メートル未満	40,000円
(9) 1,500メートル以上	45,000円

2 交通距離の算定

(1) 交通距離の算定は第1第2項第4号ウの例に準じて行うものであること。

(2) 配偶者のない職員で、通勤困難の基準を満たす異動等に伴う転居により別居した

満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が複数ある職員については、そのうち交通距離が最も長い子の交通距離によるものであること。

- (3) 明らかに交通距離の区分を異にしない場合は、徒歩の距離の算定を省略して差し支えないものであること。

3 支給の調整

配偶者が単身赴任手当又は第1第3項第1号アからコまでの職員として単身赴任手当に相当する手当の支給を受ける場合には、その間、単身赴任手当は支給しないものであること。

なお、配偶者が民間企業の単身赴任手当に相当する手当の支給を受ける場合には、調整しないものであること。

第3 単身赴任手当の支給方法

1 届出

- (1) 新たに単身赴任手当の支給要件を具備した場合又は単身赴任手当の支給を受けている職員の住居、同居者、配偶者の住居等に変更があった場合、職員は単身赴任届（規則様式第1号）により、単身赴任の状況等を任命権者あてに届け出ること。

- (2) 届出に当たっては、証明書類を添付すること。

なお、証明書類の代表的なものは次のとおりである。

ア 転居要件 職員の住民票

イ 別居要件 転居前の職員の住民票、(職員の住民票)、配偶者の住民票

ウ 単身要件 (職員の住民票)

エ 通勤困難 (転居前の職員の住民票)、(配偶者の住民票)

オ 交通距離 (職員の住民票)、(配偶者の住民票)

カ 事情 医師の診断書、在学証明書、就業証明書、登記簿謄本等

- (3) 義務教育学校に在学する子の場合、自宅の住居手当の支給を受けている場合等事実関係が明らかな場合は証明書類の添付を省略できるものであること。

- (4) やむを得ない事情があると認められる場合は、証明書類は届出後速やかに提出することをもって足りるものであること。

2 確認及び決定

- (1) 認定権者（岩手県警察代決、専決に関する訓令（昭和41年警察本部訓令第7号）の規定により、単身赴任手当の月額決定又は改定の権限を有する者をいう。以下同じ。）は単身赴任届の提出があった場合は、その届出に係る事実を確認し、単身赴任手当の支給要件を具備する場合は、単身赴任手当の月額を決定し、又は改定すること。

- (2) 認定権者は前号の単身赴任手当の月額決定又は改定を行った場合は、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿（規則様式第2号）に記載すること。

- (3) 単身赴任手当の支給を受けている職員が認定権者を異にして異動した場合は、異動前の認定権者は当該職員に係る単身赴任手当認定簿、単身赴任届及び証明書類を異動後の認定権者に送付すること。

3 認定協議

- (1) 認定権者は次に該当すると認める場合その他単身赴任手当の認定に当たって必要と認める場合は、別記様式第1号により警務部警務課長に協議すること。

ア 第1第2項第2号イ(コ)の「配偶者が職員と同居できないと認められる事情」

イ 第1第2項第4号イ(エ)の「その他通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から通勤することが困難であると認められること」

ウ 第1第3項第3号及び第4号の「在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ない職員」(同項第3号にあっては、同号アに該当する職員を除く。)

エ 第1第3項第5号イの「その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められる事情」

オ 第1第3項第6号ア(キ)の「その他配偶者が職員と同居できないと認められる

事情」

カ 第1第3項第6号イ(イ)の「その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められる事情」

キ 第1第3項第10号エに該当する場合

(2) 別記様式第1号の「協議内容」欄には次の事項を記載すること。

ア 前号ア、エ、オ又はカに該当する場合 配偶者又は子と別居することとなった具体的事情

イ 前号イに該当する場合 次に掲げる状況等

(ア) 正規の勤務時間

(イ) 通勤に利用しうる交通機関の運行回数及び住居から公署まで又は公署から住居までの通勤所要時間

(ウ) 気象状況による交通機関の運休状況等

(エ) 現に在勤する公署における自動車等の使用状況

(オ) 業務多忙等の事情

ウ 前号ウに該当する場合 職務の遂行上住居を移転せざるを得ない事情

エ その他の場合 協議する必要がある具体的事情等

4 支給の始期及び終期

(1) 新たに単身赴任手当の支給要件を具備した場合又は単身赴任手当の支給額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給の開始又は支給額の改定を行うこと。

(2) 前号の場合（支給額の改定のときは、増額する場合に限る。）届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給の開始又は支給額の改定を行うこと。

(3) 職員が異動等の発令日から起算して7日（残務整理、事務引継等公務上の理由により7日以内に着任できない場合で、7日を経過した後に着任することについてあらかじめ所属長の承認を得たときは、その日）以内の期間（その期間に引き続く週休日及び休日を含む。）に単身赴任手当の支給要件を具備するときは、当該異動等の発令日等を当該要件が具備されるに至った日として取り扱うこと。

(4) 職員が単身赴任手当の支給要件を欠くに至った場合は、その事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給すること。

(5) 届出を受理した日の取扱いについては、扶養手当における取扱いの例によるものであること。

5 事後の確認

(1) 認定権者は毎年4月、現に単身赴任手当の支給を受けている職員（当該年の4月に単身赴任手当の月額決定又は改定を行った職員を除く。）について単身赴任手当の支給要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを必要な証明書類の提出を求め確認するものとする。また、必要と認める場合は随時確認を行うものとする。

(2) 前号の確認を行った場合は、単身赴任手当支給状況確認簿（別記様式第2号）に所要事項を記載するものとする。

第4 施行日（平成2年4月1日）に現に単身赴任している職員の取扱い

1 施行日前に単身赴任手当の支給要件を具備している職員については、4月16日までに単身赴任届が提出された場合は4月分から単身赴任手当を支給すること。

2 時日の経過により転居前の住民票等の証明書類が得られない場合は、各所属で有する記録をもって証明書類に替えることができるものであること。

3 別居のときの事情の証明書類は、届出時の診断書、在学証明書、就業証明書等によ

ることができるものであること。

- 4 通勤困難の基準における通勤経路、交通距離の算定の経路については届出時の交通事情によるることができるものであること。

別記様式第1号（第3の3関係）

年 第 月 日

警務部警務課長 様

（協議所属長）

単身赴任手当の認定協議書

「単身赴任手当の取扱いについて」の通知（平成2年4月9日付け岩警発第526号）の別記第3第3項に基づき、単身赴任手当の認定について下記のとおり協議します。

手当を受けようとする者	職 氏 名
〔協議該当条項〕	通知第3第3項第1号 ・ その他
〔協議内容〕	
~~~~~	
【単身赴任届（写）及び証明書類（写）添付】	

別記様式第2号（第3の5関係）

単身赴任手当支給状況確認簿

所 属 名								
職	氏 名	職員の 住 所	住宅の 種 類	配偶者 (子) の住所	住宅の 種 類	交 通 距 離	配偶者(子)と 別居した事情	手当額
						km		円
単身赴任手当に関する規則第10条の規定に基づき、 上記のとおり確認する。								
年 月 日								
職・氏名								
印								